

教育研究審議会議事録		
開催日時 及び場所	令和5年3月16日(木) 午後2時00分から午後3時17分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:22名 欠席:3名	出席:尾池議長、今井委員、酒井敏委員、富沢委員、渡邊委員、 小林委員、増井委員、花岡委員、賀川委員、三浦委員、 寺尾委員、湯瀬委員、太田委員、石川委員、熊澤委員、 湖中委員、山田委員、永倉委員、轟木委員、仲井委員、 山本委員、林委員 欠席:酒井公夫委員、八木委員、藤森委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 令和5年度 教員人事委員会の委員候補者の指名について</p> <p>(2) 令和5事業年度 年度計画(案)について</p> <p>(3) 大学認証評価について</p> <p style="padding-left: 20px;">①静岡県立大学 ②静岡県立大学短期大学部</p> <p>(4) 静岡県立大学内部質保証規程の一部改正について</p> <p>(5) 静岡県立大学「教員・教員組織の編制に係る基本方針」等の策定について</p> <p>(6) 静岡県立大学研究倫理審査委員会規程に基づく学識経験者委員の委嘱について</p> <p>(7) 静岡県立大学国際交流会館(仮称)構想検討委員会の設置について</p> <p>(8) 静岡県立大学国際学生寮規程の改正について</p> <p>(9) 客員教授の称号付与の推薦について(食品栄養科学部1件)</p> <p>(10) 客員教授の称号付与の推薦について(食品栄養環境科学研究所1件)</p> <p>(11) 名誉教授の称号授与の推薦について(経営情報学部1件)</p> <p>(12) 学生に対する懲戒について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和5年度 部局長等名簿</p> <p>(2) 2022年度科学研究費助成事業の採択状況について</p> <p>(3) 令和4年度 コミュニティフェロー及び特別表彰の認定について</p> <p>(4) 令和5年度 学生に対する新型コロナウイルス感染症対応</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和5年2月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 令和5年度 教員人事委員会の委員候補者の指名について

教員人事委員会規則の規定により、令和5年度の教員人事委員会の委員候補者を指名する。

規則第4条第2項の前段及び後段の規定に基づく候補者については、資料「委員候補者の指名」に記載のとおり。

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) 令和5事業年度 年度計画(案)について

令和5事業年度 年度計画(案)については、中期年度計画推進委員会において策定作業を進め、計画案を取りまとめた。年度計画は中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定めるもので、年度計画策定基本方針の位置付けのとおりに、令和5事業年度の年度計画策定に当たっては、第三期中期計画の重点課題及びコロナ禍を経て、海外や国内情勢変化などの時代認識を念頭に置き、第三期中期計画の5年目としての中期計画仕上げに向けた取組の強化や第四期中期計画を見据えた課題の整理など、次なる発展に向けた基盤づくりに役立つ取組を着実に進められる計画となるように作成した。

令和5事業年度の年度計画構成は、中期計画を踏まえ、引き続き「教育」、「研究」、「地域貢献」、「グローバル化」を柱とする。具体的には「Ⅰ教育研究等」、「Ⅱ法人の経営」、「Ⅲ自己点検・評価及び情報提供」、安全管理や社会責任に関する「Ⅳその他」としている。

令和5事業年度計画の主な取組は、計画の各柱から特徴的な取組として概要版に掲載している。各部局からの意見、中期計画の達成、社会情勢に対応した取組の推進の観点から項目を抽出している。

主なものは、「Ⅰ教育研究等」の「教育」では、高度な専門教育の実践及びAIやデータサイエンス人材の育成に向けた授業・カリキュラムの実施や学習成果の可視化のためのルーブリック表を用いた評価の実施、オープンキャンパスや大学院説明会など、効果的な入試広報の実施と社会人や留学生などの多様な学生受け入れに向けた取組の推進を挙げている。また、大学の将来構想として新学部設置の学内委員会等における検討と関係機関との協議、学生生活の維持向上や学生による自治活動促進に向けた学生の声を聞く体制の強化など、学習者本位の教育の実現及び学生支援と学びの環境の充実に向けた取組を推進する。

「研究」については、静岡県の伊豆ヘルスケア温泉イノベーション(ICOI:憩い)プロジェクトへの参画などの関係機関と連携した研究の推進がある。その他では、グローバル地域センターにおける研究体制の充実、外部資金獲得支援の整備強化など、研究力強化と研究支援体制整備の充実を図る。

「地域貢献」においては、本学が主体となる新たな形のフォーラムを開催し、県内大学と連携・協力の下、研究成果を広く県民に発信する。また、SDGs推進に向けた教育・研究・地域貢献活動の展開がある。本学の人的資源及び知的資源並びにネットワークを活用した地域連携、地域貢献活動を推進する。

「グローバル化」ではCOILプログラムの継続や静岡県立中央図書館跡地利用について、国際交流会館設置に向けた構想の検討を挙げている。国際感覚を持った人材育成の取組を推進する。

「Ⅱ法人の経営」については、事務の見直しによる効率的な業務推進体制の構築、制度改正に対応した財務会計システムの環境構築のほか、予算の適正化、効率的な執行及び自己財源確保による持続安定的な財務運営など、本学の持続的な発展に向けた組織運営基盤の強化を図る。

「Ⅲ自己点検・評価及び情報提供」、「Ⅳその他」においては、1つ目に大学認証評価の受審及び第三期中期計画の中間評価の実施。2つ目に学生広報大使やSNSなどの多様な媒体を活用した大学の魅力発信を挙げている。本学の理念、目的、教育目標及び各種方針の実現に向け、ガバナンス機能の強化を図る。

以上の内容を、令和5事業年度計画に盛り込み、取り組んでいく。

最後に、令和5事業年度計画届出までのスケジュールについては記載のとおり。

審議事項(2)について提案のとおり承認された。

(3) 大学認証評価について

① 静岡県立大学

令和5年度に大学基準協会の認証評価を受審する。認証評価制度の概要と大学基準協会への提出資料は記載のとおり。

本学では平成21年度と平成28年度に大学基準協会の認証評価を受審し、大学、短期大学部共に「大学基準協会の定める基準に適合している。」という評価を受けた。平成28年度の認証評価受審における認定期間が、令和5年度末で満了するため、大学、短期大学部共に令和5年度に大学基準協会の認証評価を受審する。

大学基準協会が認証評価を受審する各大学は、大学基準協会が定めた大学基準に基づき設定された点検評価項目ごとに点検評価を行い、大学基準協会は各大学の状況が大学基準に適合しているかどうかの判定を行う。適合と判定された場合は、大学基準協会から認定証が交付され、認証評価の結果は、大学基準協会のホームページで公表される。今回の認証評価においては、各大学が内部質保証システムを構築し、有効に機能させているかを重視した評価が行われる。

大学基準協会に提出する資料は、大学、短期大学部それぞれの質保証委員会で準備を進め、内容は3月9日の法人質保証委員会で承認された。

提出資料の中心は点検評価報告書である。点検評価報告書の本章は大学基準が10基準に章立てされ、大学基準に基づき設定された点検評価項目に沿った点検評価を行い、その状況を審議する。

今回の大学認証評価で最も重視されるのは第2章の基準「内部質保証」であり、本学は前回の認証評価受審時の指摘を踏まえ、内部質保証規程などを制定し、大学質保証委員会と部局質保証委員会による内部質保証体制の整備を進めてきた。本取組を通じ、内部質保証に対する意識が高まり、各学部で積極的な改善活動が行われ、教育の質の向上が図られたと思う。今後も恒常的、継続的な教育の質保証及び向上のため、全学的な視点から内部質保証活動の充実や内部質保証システム自体の検証、改善、向上に取り組んでいく。

その他の章についても同様の形で点検評価を行い、本学は全ての基準について「A: 大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。」と自己評価をした。

今後のスケジュールについては記載のとおり。なお、提出方法については、大学、短期大学部それぞれから大学基準協会へ書類一式を提出する。大学基準協会は書面評価を最初に実施し、9月から10月のうち連続する2日間、短期大学部は1.5日間実地調査が行われる。

大学基準協会は評価結果のみの掲載であることから、本学においては評価結果及び点検評価報告書を表示する。

② 静岡県立大学短期大学部

本章は短期大学部の基準が10基準に章立てされており、短期大学部基準に基づき設定された点検評価項目に沿って点検評価を行い、その状況を記述している。

短期大学部の状況は、「基準5 学生の受け入れ」及び「基準6 教員・教員組織」を「B: 大学基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。」と自己評価している。「学生の受け入れ」については全国的な状況ではあるが、介護福祉専攻で定員未充足状況にある。これに対して本学では、志願者の減少を短期大学部全体の課題として捉え、「受験生確保緊急対策プロジェクトチーム」を設置し、志願者の確保に向けた具体的な対策や、休学・退学または就職についての悩みを持つ学生を支援する体制を作り、全学で定員充足率を確保することに取り組む。なお、介護福祉士専攻卒業生の介護福祉士国家試験の合格率は、

令和元年度以降3年連続で100%となっており、教育の質は十分に確保している。「教員・教員組織」については退職教員の補充に時間を要し、教授数が短期大学設置基準を満たしていないことによるもので、令和5年4月には解消する見込み。

その他の基準については「A：大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。」と自己評価している。

特色ある取組としては、英国で誕生した「小児医療チームの中で活躍する、遊びの専門家「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）」の養成講座」を全国に先駆けて設置、実施しており、独自の章を設けて記述している。

<意見>

- ・静岡県立大学と静岡県立大学短期大学部の実地調査は、別々の日になるということか。（議長）
- ・別日で、それぞれ静岡県立大学については2日間、静岡県立大学短期大学部については1.5日間で実施される。（説明者）
- ・来年度に部局長等が変わる場合には、丁寧な引き継ぎをお願いする。（議長）

審議事項（3）について提案のとおり承認された。

（4）静岡県立大学内部質保証規程の一部改正について

本学の内部質保証は静岡県立大学内部質保証規程に基づき、大学質保証委員会と部局質保証委員会の体制で実施している。法人質保証委員会は、大学質保証委員会と短期大学部質保証委員会を統括している。

本件は大学の教職課程委員会で内部質保証を実施することにより、教職課程委員会の規程にその旨を盛り込む必要が生じ、また各種委員会、全学センターが実施している内部質保証についても、全学内部質保証推進組織である大学の質保証委員会との関係性を明らかにする必要が生じたため、静岡県立大学内部質保証規程を改正する。

具体的な改正内容は、本学の内部質保証体制を図示している静岡県立大学内部質保証規程の別図に「委員・センター等」を追加する。

本規程は令和5年4月1日に施行する。なお、本件は令和5年2月22日に開催した静岡県立大学質保証委員会で承認されたもの。

審議事項（4）について提案のとおり承認された。

（5）静岡県立大学「教員・教員組織の編制に係る基本方針」等の策定について

本学は令和5年度に大学認証評価の受審を控えており、大学基準協会が定める大学基準の「基準6 教員・教員組織」の点検評価項目として、「大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示すること」と設定されている。本学では大学の理念、目標、学則に定められた目的、中期計画に従い、教員の適正な配置を行い、教員採用においては、教員採用等規則等で定められた手続きに基づいて実施してきたが、求める教員像や教員組織の編制に関する方針は、一部の学部・研究科を除いて明文化されていない。

現在は各学部研究科等において、それぞれの求める教員像や教員組織編制方針の策定が進んでおり、その基本となる大学としての求める教員像や教員組織の編制方針の基本的な考え方を示すことが適切であると考え、本件策定に至った。

方針案については記載のとおり。これらの方針案は、各学部研究科が策定した方針や教育研究活動の評価項目のほか、他大学の方針、12月教育研究審議会で承認さ

れた、短期大学部の方針などを参考にしている。

本審議会で承認された後、令和5年4月1日付けで制定、大学のホームページで公表する予定である。なお、本内容は令和5年2月22日に開催した、静岡県立大学質保証委員会で承認されたもの。

審議事項（5）について提案のとおり承認された。

- (6) 静岡県立大学研究倫理審査委員会規程に基づく学識経験者委員の委嘱について
研究倫理審査委員会は、主に人を対象とした臨床研究や科学研究の倫理を審査している委員会であり、2名の学外学識経験者に委嘱している。そのうちの1名の任期が満了するので、引き続き再任を依頼する。

再任対象者の任期、履歴書、研究業績に関しては資料のとおり。

なお、本件は静岡県立大学研究倫理審査委員会規程第2条第1項第6号「その他学長が指名する学内外の学識経験者 若干名」に基づくもの。

審議事項（6）について提案のとおり承認された。

- (7) 静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想検討委員会の設置について

静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想検討委員会の設置について、概要は記載のとおり。

構想の検討に当たっては、令和5年2月の県議会において、川勝知事から「静岡県立中央図書館の移転後の跡地につきましては、静岡県立大学を含めた全体の価値が高まるよう、利活用のあり方を本格的に検討して参ります。」と表明されたことに基づくものである。

本委員会規程案については資料のとおり。

委員会規程の施行日は理事長決定日とする。

審議事項（7）について提案のとおり承認された。

- (8) 静岡県立大学国際学生寮規程の改正について

静岡県立大学国際学生寮（以下「学生寮」という。）はレジデント・アシスタント（RA）を中心に、学生自らの自治運営を設立理念として、令和4年3月に開寮した。

初年度の運営を通じてより効率的な管理運営体制とするため、学生寮規程を改正する。

改正内容は資料に記載のとおり。具体的には「学生寮の名称」、「在寮期間」、「寮費」、「退寮の手続き」の4点が主な改正点となる。

「学生寮の名称」については、富学寮以外の教職員住宅のうち、学生寮の用に供するものを学生寮とみなし、それらの名称等を別に定める。「在寮期間」は原則一般学生については1年としているが、RAに任命された場合には通算2年までと改正し、在寮期間を明確にする。より多くの学生に体験の場を提供することを企図する。「寮費」については細則を設け、光熱水費等の価格変動に適宜柔軟に対応していく。「退寮の手続き」は、「退寮届」の提出に関する事由を一部変更する。

詳細は新旧対照表、規程改正案は資料のとおり。

審議事項（8）について提案のとおり承認された。

- (9) 客員教授の称号付与の推薦について（食品栄養科学部1件）

食品栄養科学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関する説明があり、提案のとおり承認された。

(10) 客員教授の称号付与の推薦について（食品栄養環境科学研究所 1 件）

食品栄養環境科学研究所における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関する説明があり、提案のとおり承認された。

(11) 名誉教授の称号授与の推薦について（経営情報学部 1 件）

経営情報学部における名誉教授の称号授与について、主な経歴、教育・学術上の功績、本学への功績及び社会貢献に関する説明があり、提案のとおり承認された。

(12) 学生に対する懲戒について

調査委員会を立ち上げ、調査委員会において学生からの聞き取り調査を行い、静岡県立大学学生の懲戒に関する規程やガイドライン等を踏まえ、学生 1 名に対して「訓告」とする。

審議事項（12）について提案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 令和 5 年度 部局長等名簿

新年度から部局長等の多くが変わる。名簿は掲載資料のとおりなので、確認をお願いします。

(2) 2022 年度科学研究費助成事業の採択状況について

2022 年度の科学研究費採択件数は昨年を若干下回ったが、採択金額は 3,000 万円程度増加した。

本学の新規採択率に関しては、研究者が所属する研究機関別の順位において 26 位と高順位につけており、研究種目別採択率を見ると、「若手研究」の採択率は 71%と、研究機関全体の採択率 40%を大きく上回っており、非常に喜ばしい結果であると考えている。

<意見>

・要旨に記載の「採択件数は昨年度より微増」は誤記であり、正しくは「採択件数は昨年度より微減」なので、修正をお願いします。（説明者）

(3) 令和 4 年度 コミュニティフェロー及び特別表彰の認定について

令和 4 年度は静岡県立大学コミュニティフェロー 91 名、特別表彰 7 名を認定した。今回の認定により、2017 年度からの累計コミュニティフェロー認定者数は 715 名となった。

コミュニティフェローは知識要件と技能要件を満たす者を認定することになっている。学部ごとの認定者数は資料「参考」のとおり。

特別表彰はコミュニティフェローのうち、能力要件を備えた者に対して認定しており、審査の手続きは配付資料に記載のとおり。

今年度は、健康増進啓蒙活動などの一環で行った健康イベントにチューターとして参加したなどの活動者計 7 名に対して、特別表彰を認定している。

以上の7名については、学位記授与式に合わせ、3月17日の午後に学長から認定証を授与する。

(4) 令和5年度 学生に対する新型コロナウイルス感染症対応

本学における新型コロナウイルス感染症防止策に則った活動指針レベルについては、現在感染症対策委員会での審議を終え、危機管理委員会で審議している。危機管理委員会でレベルの変更（引き下げ）が認められたという仮定の下ではあるが、令和5年4月から学生が関係する教育・研究・正課外活動について、以下の方法で進めていくことを提案する。

活動指針について、現在学生に関係する部分ではレベル2もしくはレベル1としており、その中で活動してきたが、4月1日以降はレベル0にするということで審議いただいている。レベル0の場合、教育については感染防止に配慮の上、対面で実施可、遠隔授業活用可。教育活動及び学生の研究活動については、感染防止に配慮の上、活動可。学生のクラブ・サークル活動については、感染防止に配慮の上、活動可。となる。

具体的な対応として、現在も授業は対面を基盤としているが、「授業は対面、但し、遠隔授業の活用可」とし、現在実施している検温や消毒用アルコールの設置は継続する。大事な部分として換気の徹底は継続し、換気の重要性については科学的にも指摘されているので、引き続き御協力をお願いする。講義室、実習室の収容定員、受講人数の制限を設けていたものについては廃止し、コロナ禍以前の状態に戻したいと考えている。マスク着用については各自の判断ということで、全国的にも進んでいるので、本学としても同様とする。クラブ・サークル活動は、活動時間や場所に制限を設け、クラブ・サークルごとに感染症防止対策を課してきたが、それらについても廃止し、コロナ禍以前の状態に戻したいと考えている。

しかし、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同様に学校感染症となるので、罹患した学生については出席停止の扱いとなる。既に学校感染症の報告と出席停止の義務については、教務委員会で本学としての対応方法を検討しており、健康支援センターのホームページに詳細をアップしている。

以上について、学校感染症に関しては学生への周知に努めていく。

3 その他

(1) 学外委員からの意見

・科研費の採択件数は若干減っているとのことだが、採択金額は昨年度より増加しており、全体的にも第1期中期計画、第2期中期計画と比較し増加しているようで、大変感心した。(学外委員)

・大学認証評価において、短期大学部「第5章 学生の受け入れ」の部分で、「入学定員に対する入学者数の比率、収容定員に対する在籍学生数の比率が、一部不足となっているものの、適正化のための対応を行っている」と書かれているが、どのような対応をしているか。(学外委員)

・「受験生確保緊急対策プロジェクトチーム」を設置し、入学者を増やすという試みを始めている。その他、留年者、退学者を出さないための施策も行い、在籍学生数を担保するということを考えている。(説明者)

・大変結構だと思う。全国的に少子化の影響もあって学生が減り、必ずしも高等教育を目指さず、直接海外に行く、あるいは日本でも大学、短大に行かないという人も増える傾向にあるようなので、苦勞されていると思うが、発言いただいた施策は今後の参考になると思う。(学外委員)

・これは大変な問題で、分野によっても状況は異なるが、分野ごとにというわけにはいかないので、短期大学部全体の問題として対策チームを作り、来年度の募集に向けても対策を考え、具体策を出していこうという作業が既に始まっているので、色々な知恵があれば、御意見をお願いしたい。(議長)